

多治見市新火葬場建設検討委員会（第7回）議事録

日 時 : 平成22年11月2日（火）

- 議題 (1) 議事録の確認について
(2) 候補地選定基準の検討について
(3) 今後のスケジュールについて

時 間 : 13時00分～17時30分

場 所 : 多治見市役所4階会議室

出席者

(委 員) 片山委員長、前田副委員長、笠倉委員、豊田委員、春田委員、宮島委員
(事務局) 佐藤市民環境部長、浅野環境課長、市川副主幹、小木曾総括主査、桂川主査

13:00開会

1. 委員長あいさつ

2. 議題

(1) 議事録について

委員から訂正の指摘があったため、後日、事務局において訂正案を作成し、訂正内容に係る委員に再度確認をした後、公開することを了承された。

(2) 候補地選定基準の検討について

(候補地の位置等の現況について資料に基づき事務局より説明)

委員 笠原の候補地への想定ルートは、一部瀬戸市を通過するわけですね。本来やはり多治見市のことは多治見市内で考えるべきではないかという気がしますが、そういう事例は他にもありますか。

事務局 火葬場ではありませんが、春日井市の最終処分場が内津峠にあり、道中是一部多治見市へ入ったり出たりといった行程のある場所にあります。なお、最終的に笠原に確定して進めていく場合には、瀬戸市への相談等をしていきたいと考えています。

委員長 住宅の状況はどうですか。

委員 住宅地ではありませんが、生活道路といえばそう言えるように思います。

事務局 選定にあたりまして、生活道路という表現は生活に利用している道路ではなく、現在の火葬場をイメージしていただくと分かりやすいと思いますが、家の軒先、すぐ側を車が通るような道路を指しています。明確な定義はありませんが、そういった意味で使っていますのでご了承ください。

委員 この辺りでは、下半田川の方が歩道に花を植えたり、ごみを拾ったりということをしていらっしゃるの、自分たちのエリアだという意識をお持ちだと思います。

委員長 何回か候補地へは行っていますが、車に乗って通過する人とそこで生活する人との温度差は頭に入れておかなくてはいいですね。

委員 所要時間は、アクセスのしやすさというより物理的な距離にかかわることだと思いますので1.(1)の距離の項目に含めた方がよいのではないのでしょうか。項目(2)のアクセスのしやすさは、生活道路をどの程度通るのか、あるいは候補地までの利用道路の分かりやすさ、道中の雰囲気といったことではないかと思います。

委員長 ため池の候補地で井戸水の使用有となっていますが、これは飲料用ですか、その他の生活用水としての利用ですか。

事務局 両方の目的で利用していると聞いています。

委員長 笠原町の候補地でも2つの事業所において井戸水の利用有となっています。これは笠原クリーンセンターでも利用しているということでしょうか。

事務局 近隣の民間事業所が利用しているものです。

委員長 民間事業所は飲料としても利用していますか。

事務局 飲料としているかどうかは把握していません。

委員長 事務局で確認しておいてください。次に、ため池の候補地で貴重種生存の可能性があるとのことですが、これについてももう少し詳しい情報がありましたら教えてください。

委員 岐阜県の調査によりますとセンブリ、モウセンゴケ、ハッチョウトンボ、マルタンヤンマなどの生息が確認されています。

委員長 ため池の水は18年度に再度ためたということですが、枯れたのはいつからですか。

事務局 枯れた時期については把握していません。

委員長 時期について確認をお願いします。松坂町の候補地では、埋蔵文化財があるとのことですがどのようなものなのでしょう。

事務局 文化財保護センターに調査を依頼したところ、区域内から登り窯が1基と12世紀頃のものとみられる山茶碗が出土したとのこと。今後、候補地として確定した場合には、敷地を発掘し、埋蔵文化財を記録資料として保存した後に開発を進めていくことになります。多治見市内ではこうした埋蔵文化財の出土は珍しいことではなく、現在行われている駅周辺の開発においても文化財が出ており、同様に記録資料として保存した後に開発を進めています。松坂町で今回見つかった

ものも、通常のスケジュールで進めていくものと考えられます。

委員 笠原町の⑥その他に廃棄物処理施設ありと記載がありますが、これは敷地としての適性や不適正に関する項目に載せたほうがよいのではないのでしょうか。

委員 インフラ整備状況の①電気についてですが、電圧はそれぞれのようになっていますか。高圧ですか。

事務局 高圧です。大藪町については周辺に工場があり、高圧線が近くにあります。松坂町については、対面の昭和生コンが高圧です。また笠原クリーンセンターも現在高圧となっています。火葬場において、電気は基本的にファンを回すことに使用する程度なので十分対応できると考えます。

(火葬場が周辺環境に与える影響について資料に基づき事務局より説明)

委員 大藪町での造成による井戸水への影響、また、松坂町の候補地での通風への影響についてですが、これらは根拠となるものを何か示すことはできませんか。

事務局 大藪町の造成は基本が盛り土であるため、掘削と違い井戸水への影響は限定的です。また、通風は現在林となっているところの木を切ることになりますので、多少風通しに影響がでるだろうという予測をしたものです。風については季節や天候によっても変化があり、科学的な根拠を示すことは難しいと考えます。

委員 分からない点については、不明であることを明記したほうがよいのではないのでしょうか。

委員長 この資料は、委員会の参考にするために事務局から提供されたものですので、科学的な根拠がないから不明であるというところまで記載する必要はないようにも感じます。

委員 景観に与える影響ですが、笠原町の候補地では、周辺に住んでいる人にとってはそれほど影響がないとしても、そこを利用する人には埋め立て場が見えることなどの影響があるかもしれないと思いますがどうでしょうか。

委員 それについては、候補地の現況のところにあった⑥その他で、廃棄物処理施設ありと記載されていたところに関連しますね。敷地としての適性・不適正という判断にかかわる部分だと思います。

委員 笠原町と松坂町の候補地は、既に周辺に工場等の建設物があるため景観への影響は軽微とのことですが、現状建物があるから影響は軽微という表現はあまりよくないように感じます。火葬場をたてることで周辺が改良され、景観としてはプラスになることもあり得ると思います。

委員長 (3) 道路へ及ぼす影響ですが、これは道路への影響というよりは交通量についての項目内容と考えた方がよいですね。

委員 どの候補地も影響はそれほどないように感じます。

委員 松坂町の候補地について、報告会などで、交通量が増加することについて候補地周辺を通る子どもたちの安全を心配する意見が寄せられていました。その点はどうですか。

委員長 通学路等どのようになっているのか、事務局で確認をお願いします。

委員 排水に関してですが、合併浄化槽は、一度浄化槽を通した水を再度浄化槽に通すという具合に、浄化槽の数を増やすことで、水はよりきれいになるのでしょうか。

委員 同程度の機能の浄化槽では、何度通してもそれ以上水をきれいにすることはできません。

委員長 一度 90%の汚れを取り除いて、きれいになった残りの 10%から、さらに 90%の汚れを取り除こうとすると当初の約 10 倍以上の費用が必要になります。費用対効果を考えてもそこまで行う必要性はないと思います。

(建設コストについて資料に基づき事務局より説明)

委員長 ため池は公用地ですが、周辺を取得する可能性があるということですね。現在どの程度の面積の取得をお考えですか。

事務局 同資料中 4. (3) に記載がありますが、面積で約 5000 m²、地権者数が 10 人程度となります。

委員 ため池のすぐ隣に民家が 1 軒ありますが、まさに手の届く距離で、精神的なショックを受けていらっしゃるのではないかと大変心配しています。しっかり話をしていく必要があると思います。1 軒だからいいということは決してなくて、1 軒だからこそ大事にしなくてはいけないと感じます。

委員長 大変大事な事ですね。土地取得にも絡んでくる話ですが、住民理解のところでも議論していきたいと思います。

委員 ため池の候補地では、防災施設費がゼロになっています。近くの河川の氾濫について不安が地元から出ていましたが、あの川の整備についてはまた別の話ということでしょうか。

事務局 ここでは開発エリア内についての費用を計上していますので、今後、周辺を取得することになって、その一帯を整備し直す必要があれば、再度計上し直すことになるかと思います。

委員 追加の土地取得の目的ですが、元々この土地は敷地として狭いということがありました。敷地を拡げることが目的なのか、それとも周辺対策用に取得するという目的なのかどちらでしょうか。

事務局 両方の目的があります。駐車場用地を確保しておきたいという考えもありますし、緑地帯を設けたいとも考えています。

委員 そうすると 10～15 筆というのは、小さなせせらぎを挟んで民家の立っている

側になりますか。

事務局 そうです。河川とため池の間にも一部民地が入り込んでいますので、その辺りも含めてということになります。

委員 そうなると進入路を変えることも可能になるわけですか。

事務局 不可能ではありませんが、今のところ進入路は1箇所を考えています。

委員長 4. ③～⑤については、委員会には関係ない事項のように感じますが、必要がありますか。

事務局 こちらに関しては取得に関する手続き全般の流れとして、通常の事務手順を載せたものです。土地の取得は決定してからでも意外と時間がかかりますので、こうした手続きがあることをお伝えする意味で載せてあります。また、笠原についてはそうした手続きが不要ですので、それを比較するためにも記載してあります。

委員長 それでは、4. ③～⑤については、必要な手続きとそれに係る時間の参考という考えでよろしいですね。

委員 笠原で建物を撤去する際にダイオキシン測定をされるとのことですが、周辺土壌の調査はどうされるんですか。

事務局 解体時の影響を調べることになります。方法としては、きれいな土を持ってきて周辺に置き、建物を壊したときに拡散するかしないかということを調査します。

委員 施設はいつ頃建てられたものですか。

事務局 平成10年度です。

委員長 開墾地の候補地では、候補地の14000㎡について地権者が可児市にもいらっしゃるということですね。

事務局 可児市にいらっしゃるのは地権者のうち4人の個人の方で、あとは可児市の財産区と多治見市内の民間企業です。

委員長 可児市の財産区には何人ぐらいの方がいらっしゃるのですか。

事務局 詳細な数字は確認していません。

委員長 事務局で確認しておいてください。

事務局 管理会の中で財産区の運営が決まりますので、会の役員の中で財産区の会議を通して決定しますので、住民全員の同意が必要というわけではありません。なお、役員は10名程です。財産区管理会の議決を頂ければ土地の買収が可能となります。

委員長 先ほどのため池の候補地についても、全体図としては、土地取得が必要ということでもよろしいでしょうか。不要、必要という記載が少し分かりにくいように感じます。

事務局 資料の記載方法について再度検討します。

委員長 笠原町についてはすべて市有地ですので、取得は不要ですね。そうしますと、ため池、開墾地、松坂については土地取得が必要で、笠原については不要ということです。委員の皆様これを参考にご判断いただくということでもよろしいですか。

委員 開墾地についてですが、各地権者の持っている面積の割合はどのようなものですか。

事務局 半分が財産区、個人の方が 20%弱、企業が 30%強となります。

事務局 ため池の近隣用地の取得についてですが、確定している訳ではありませんので、内部的にも詳細な検討を積み上げていません。そのため、地権者数、面積ともに幅のある数字を挙げてあります。候補地が多少狭く、緩衝緑地の確保などを考えると近隣地の取得が必要になる可能性があることから記載しているものです。

委員長 今日の議論を踏まえて、修正等行った資料を各委員に配るようにしますので、どんどん意見を出しておいてください。

委員 以前見学に行った時、笠原町の候補地は崖があり、建物を建てる位置に規制があるとのことでしたが、そのことについては考える必要はないという認識でよろしいですか。

事務局 がけについては、現在の高さから 5 メートルほど切り落として、池の方に埋め立てるような方法を考えています。

委員 残土処理費用は㎡どの位ですか。

事務局 相場は㎡ 1 0 0 0 円程度です。

委員 県内に処分場はたくさんありますか。

事務局 県等の公共ではありませんが、民間の処分場があります。候補地の中では松坂町の候補地で最も多く土が出ますが、開発された跡地の土ではなく、良質な土ですので比較的安い費用で処理ができると考えます。

委員長 防災施設と防災整備は分けて考えるということですね。例えば調整池の整備はどちらに入りますか。

事務局 調整池は造成と一体になりますので、造成経費に入っています。

委員長 防災整備とは、雨水管の接続などですね。笠原の費用が多くなるようです。

事務局 ほとんどの候補地は雨水管を繋ぐことなどで事が足りますが、笠原町の候補地については周辺全体の整備が整っていないことから大掛かりな見直しが必要となるため、費用が他と比べて多くなっています。

委員長 火葬場に係る部分だけでなく、場内一体の整備に係る費用ということですね。それではその記載方法について検討してください。

事務局 了解しました。場内雨水施設整備というようなことでよろしいですか。

委員 敷地を分筆するなどして、火葬場とそれ以外の敷地に筆を分けるような検討をされているのですか。

事務局 分筆する予定はありません。今のままで進めていきます。

委員 自然環境対策という項目名は、対策という言葉が合わないように感じます。アセスの費用ということではいけませんか。

事務局 本来はアセスを行った後の対策費用までここに入れたかったのですがこの名称にしま

したが、現時点では結果が出ていないので、そこまで拾うことができず、アセスの費用のみとなっています。ただし、松坂町については、埋蔵文化財の調査を受けての対策費用をあげていますので、そういう意味では対策費となります。

委員 追加インフラ対策費にある、道路接続部というのはどういうことですか。

事務局 県道との接続部分についての切り下げや、前後の部分の打ち直しを指しています。敷地内の通路は造成費に含まれています。

委員長 案内看板とありますが、これは、その他の費用に入れればよいのではないのでしょうか。

委員 道路や水道と並べて載せるのはちょっと違和感がありますね。外構の植樹などはどの経費に計上されるのですか。

事務局 植樹など建物に付随する外構工事も建物建設費に含まれています。

委員 建物建設費には火葬炉などの施設設備も含まれますか。

事務局 含まれています。

委員 周辺環境へ与える影響のところで、自然環境への影響についても選定基準の中に加えることはできませんか。

事務局 追加する場合は、日照、騒音、通風の後に自然環境を加えるのが適切かと考えます。

委員長 それでは、今の意見を追加して、事務局は表を修正するという事でお願いします。

(住民の理解について資料に基づき事務局より説明)

委員長 ため池の候補地の民家①が、数字の上では最も距離が近いことになります。ただし、距離だけでは決められない事もあると思います。例えば、距離が近くても緑地帯が壁になっていると考えられる場合もありますし、離れていても、毎日付近の道を通るといった意見もあります。

委員 ため池の①に該当する民家を除くと、後の民家からの距離は主観の問題のように感じます。

委員長 写真があった方が分かりやすいと思いますので、この写真（掲示してある候補地の航空写真）を縮小してプリントアウトしたものを各委員にも後で配布してください。次の住民理解に要する時間ですが、住民署名が提出されたとのことですので、事務局から説明をお願いします。

事務局 大薮町のため池と開墾地の候補地につきまして、直近の町内会であります、大薮町第5町内会から町内会長名で地元住民の方等の反対署名と意見書が提出されました。また、候補地には現在、反対看板と幟が建てられていますので合わせて報告します。

委員長 第5町内会というのはどういう組織になるのかもう少し詳しく説明していただけますか。

事務局 市内には全部で48の区があります。その下にそれぞれ町内会があって地域自治組織が形成されており、大藪町の候補地は30区に該当します。

委員 町内会は任意団体ですか。

事務局 任意団体です。

委員長 市から広報の配布など市政協力をお願いしている単位は町内会ですか。

事務局 各区に対して市政協力業務を委託しています。ただし、広報の配布等、最終的には区から町内会へ降りていくことになります。

委員長 30区の中にはいくつの町内会がありますか。候補地の近くの町内会で反対が起こるのは当然で、区域内にどれくらいの町内会があるのか等を把握しておく必要があります。

事務局 30区の中には20の町内会があり、その下に94の班があります。世帯数は1470世帯です。多治見市内全体では区が48、町内会が455、班が2715。その下にある世帯数が33379世帯となります。なお、これは町内会加入数なので、市内全世帯数はもう少し多くなります。

委員長 そうした数字は、どの候補地についてもきちんと把握して、即答していただけるように準備をお願いします。

委員 大藪町の開墾地の候補地ですが、可児市今区の自治会で反対の意向が表明されているとのことですが、行政組織をまたぐ場合は住民説得の方法などどのようなのでしょうか。

事務局 行政区域が違いますと、地域の自治会と普段から関係があるわけではありません。可児市今区の地権者の方にお会いした際、地元の意向を気にかけていらっしゃったこともあり、今区の自治会長さんとお話しましたが、地域として反対の意向であるとのことでした。行政区域が異なるため交渉の糸口が無い状態であり、結論としては非常に難しい状況です。

委員 同じ大藪町の候補地で、地元住民を主体として説明会を実施とありますが、どのような意見がでたのか等教えてください。

事務局 地元の方から、経過報告会の後に、再度もう少し説明してほしいとの要望がありましたので、お届けセミナーとして概ね報告会の説明内容に準じる形で説明会をおこないました。なお、笠原町の候補地からも、お届けセミナーの要望がありますが、日程等を調整中であり、まだ実施されていません。

委員 そこで出た意見としては、やはり反対という気持ちの強い意見が多かったですか。

事務局 反対の意見が多くでした。

委員 事務局に確認しておきたいのですが、前の委員会で苦勞して答申を出されて最終的に引っくり返ったということがあります。今回も同じことが起きないだろうかということを危惧します。用地取得の難しさや、地元の反対行動などありますが、そうした困難を乗り越える決意を持って最終的な答申を受け止めるという決意の

程を聞きたいです。

事務局 所管している立場としては、当然その決意で進めていく次第です。最終的には市長の決意ということになりますが、答申を受けた場合、その実現に向けて全力を傾ける所存です。

委員 是非市長さんには決意を固めていただきたいと思います。

委員長 この委員会は、候補地の決定後地元の区長さんに加わっていただき、施設の完成まで継続されます。その点が前の委員会とは異なります。委員会としても全力で取り組むためにも、判断資料の提出など細かく行政にお願いして、今後も委員の皆さんとともに進めていくものです。今日の指摘事項を受けて、行政で出来るだけ早急に資料を修正してください。修正された資料を委員長が一度チェックし、各委員へお送りします。各委員におかれましては、送付された資料を元に各自で評価づけを行っていただきたいと思います。評価の際は迷いが生じることが多々あると思いますが、その際は是非現地へ足を向けてみてください。また、評価して、再度現地を訪ねてみるといったこともしていただければと思います。

委員 個人的に候補地を訪ねるという理解でよろしいですか。

委員長 個々で必要と考える点について、現地確認をお願いします。

委員 資料４の平面図は今の段階で必要でしょうか。

委員長 確かにこのような俯瞰図の議論をする段階ではないと思いますが。事務局どうですか。

事務局 今回提供したのは、内容の議論という意味ではなく、景観的にこの程度のものというイメージを持っていただくために出しました。

委員長 そうした意味であれば立面図の方が適しているのではないですか。平面図ではイメージは掴みにくいです。

事務局 立面図が出ればよいのですが、現在の職員の力では作成が難しかったため、とりあえず平面図の提供となりました。イメージは今まで視察などで見ていただいた建物をイメージしていただければと思います。建物の中身の議論については候補地が決まってからになります。

委員長 それでは各委員において候補地を評価していただき、次の委員会の前に委員長宛てにご提出ください。

(３) 今後のスケジュールについて

回りの委員会を 11 月 30 日（火） 16：00～開催することとし、委員会を終了

午後 17 時 30 分終了